

綾瀬市農作物ブランド認定審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市内で生産された農作物について、関係者の意見や提言をもとに、高付加価値化や他のものとの差別化を図り、その魅力について情報発信をすることにより、農業のさらなる振興を目指して、綾瀬市農作物ブランド認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 認定審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内産品ブランドの認定基準に関すること。
- (2) 市内産品ブランドの認定審査に関すること。

(組織)

第3条 認定審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうち7名以内で組織する。

- (1) 市場等流通に精通している者
- (2) 消費者の代表
- (3) 生産者の代表
- (4) 関係行政機関の職員

2 認定審査会は、所掌事務の推進に資する専門的知識を有する者の意見を求めることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 認定審査会は、会長が招集する。ただし、認定審査会を新たに組織する場合においては、最初の認定審査会は市長が招集する。

2 会長は、認定審査会の議長となる。

3 認定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 認定審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 認定審査会の庶務は、綾瀬市役所農政主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。